

9 遊休荒廃農地を整地したいとき

◎鹿屋市遊休農地解消対策事業助成金

助成の対象者は？	鹿屋市に住所を有する農家等で、遊休荒廃農地を整地したい方
助成の内容は？	遊休農地の解消助成 ※ 事業費の限度額（10アールあたり）30,000円 ・業者委託の場合 限度額の1/2以内 ・本人整備の場合 限度額の1/3以内 (例) 30アールの場合の事業費限度額 3 × 30,000円 = 90,000円 補助金の額 委託 45,000円 (1/2) 本人 30,000円 (1/3)
助成の要件は？	新たに農用地区域内の遊休農地を購入又は借りて、遊休農地を解消、再生しようとする者
申請に必要なものは？	所有権の移転後又は利用権の設定後、鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金交付申請書を提出
申請の時期は？	随時（ただし、予算上限となるまで）
問合せ・窓口は？	農業委員会（市役所本庁舎6階） TEL：31-1131